

平成29年 9 月定例会 総務委員会（付託）

平成29年 9 月26日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

○ 外部団体への基金等の設置状況について

尾田警務部理事官

私からは、外部団体に設置する基金について、御報告申し上げます。

公安委員会につきましては、該当はございません。

以上、報告を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

ただいま秋の全国交通安全運動の真ただ中で、21日から30日までの10日間ということで警察の皆さんにおかれましては、交通安全や取締り等に御尽力いただいていることと思います。

さきの一般質問で高速道路の事故の件を質問したところ、早速、今日の徳島新聞で池田パーキングエリアで三好警察署と県警高速隊が一緒になって交通安全講習会を行ってくれて、高齢者の方も26名が参加したということで大変、勉強になったということだったと思います。昨日、高松に行ってまして事故現場を通ったときに、同乗者の方へここで事故があつてというふうな説明をして、高速道路で停車するときはこんなことをしないとイケないんですよと言うと、知らなかったということで、やはり知らない人がたくさんいらっしゃると思うので、こういう講習会は非常に有意義だと思いますので今後も続けていただきたいと思います。

交通死亡事故が現時点で昨年比より半減していると発表があったわけですが、それでも21人が亡くなっている。これ以上、死亡事故を増やさないために努力していただきたいのですが、私は自転車に乗る機会がよくありまして、もともとトライアスロンをやっているので練習で何回か搭乗するわけですが、最近特に見掛けるのがイヤホンをしながら

走っているとか、二、三列で歩道を独占して走っている学生がよく目に付きます。しかも、ヘルメットをかぶってないんですね。

そこで、交通死亡事故21名の中で、自転車における事故で亡くなった方というのは何人いるのか。そして、その人たちはヘルメットをかぶっていたかどうかというのは把握できているのかどうかをお伺いしたいと思います。

山上交通企画課長

自転車による交通死亡事故件数及びヘルメットの着用状況でございますが、乗車中の死傷者につきましては本年昨日現在で死者は6人、うちヘルメットの着用者は1人でございます。

過去3年間を見ますと、平成28年中の自転車乗車中の死者は7人、うちヘルメット着用者は0人。平成27年中の死者は6人、うちヘルメット着用者は0人。平成26年中の死者につきましては6人、うちヘルメット着用者は1人ございました。

平成26年から昨日現在までに25人が亡くなっておりますが、ヘルメット着用者は僅か2人でございます。

中山委員

自転車というのは、もともと危ないですよ。私がロードバイクに乗るときは、当然専用のヘルメットをかぶってすごく気合いを入れて走っているわけです。本当にいいのは転倒したときに背中を守ってくれるようなリュックもあるので、リュックまではなかなか背負えないかもしれませんが、ヘルメットは大事な頭を守ってくれるので是非全員に着用をしてもらいたいんですけれども、道路交通法は今ヘルメットの着用義務はどうなっているのですか。

山上交通企画課長

ヘルメットの非着用の法律違反等々について説明しますが、自転車利用時のヘルメット着用につきましては、道路交通法では「13歳未満の子供を保護する責任のある者は、子供を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない」と規定されております。これは、13歳未満の子供については頭部損傷の割合が高いこと、さらに危険予測回避能力が低いことなどの理由から、子供にヘルメットを着用させるよう保護者に努力義務を課しているところでございます。努力義務でございますので、罰則はございません。

中山委員

確か去年の春に、自転車の安全で適正な利用に関する条例を制定しまして、その中でヘルメットを着用するような規定があったと思います。それにもかかわらず、今お聞きした13歳未満は保護者の努力義務とお伺いしたのですけれども、13歳未満もそうですが、中学生は学校で決められているのか通学途中はヘルメットをかぶっておりますけど、高校生以上はほとんどの人がヘルメットをかぶっていない。特に注意をしなければいけない高齢者も、かぶっているのを見掛けたことが少ないです。条例で規定をしているのに対して、警

察はどのようなふうな指導をしているのでしょうか。

山上交通企画課長

ヘルメット着用を促す街頭指導につきましては現在、自治体、関係団体、ボランティア団体、更には学校関係者等と連携しまして街頭キャンペーンを実施しているところであります。

また、警察では毎月第2月曜日を自転車街頭指導強化日に指定しておりまして、自転車の通行が多い時間帯、路線、場所あるいは中学校、高校の周辺等での街頭指導を実施しております。

また、高齢者につきましては自転車の死者が多いということに着目しまして、本年8月から各警察署管内の老人クラブを対象にしまして、交通安全意識の高揚と自転車のヘルメットの着用を図る目的で、交通安全リレー旗を老人クラブ間で回旋するとともに、自転車乗車時のヘルメット着用に協力いただける方数名をヘルメット着用モニターに指定して取組を行っております。このモニターに指定された方が町中で自転車を利用する際には、ヘルメットをかぶっていただくということで取り組んでおります。

こういった取組で、自主的にヘルメットを買われたというふうな話も聞いております。

中山委員

ヘルメットをかぶるのはひとつの習慣だと思うんです。幼少時のころから習慣付けるといことが大事になってくるのではないかと思います。

今、皆様の御指導のおかげで、シートベルトを着用する運転ドライバーも100%近いのかなと思います。運転していてもシートベルトをしていない人をほとんど見掛けなくなりました。やはり、乗ったら締めるという習慣になっているからそのようになってきたのかなと思っておりまして、ヘルメットも乗るときには必ずかぶるような習慣付けといことが大切であって、これは教育委員会、また保護者の方等と連携してしっかり教育をしていく必要があると思いますが、今後、県警察としてどのようにして取り組んでいくのかをお伺いします。

山上交通企画課長

委員御指摘のとおり、ヘルメットの着用等につきましては、やはり子供のときから習慣付けるといのは極めて大切だと思っております。

そこで、正しい交通ルールとマナーを身に付けてもらうために、小中学校での自転車実車教室あるいは高校での交通安全教室をはじめ、その保護者や教職員を対象とした指導方法等の研修会も実施しているところであります。

そのほか、スタントマンが交通事故を再現し参加者に恐怖を体感させるスケアード・ストレート教育技法を用いた交通安全教室も実施しております。

また、高校では、生徒会を中心とした交通マナーアップクラブが結成されておりました、生徒主導での街頭指導、学校での交通安全活動を実施しているほか、このマナーアップクラブの総会には警察官が参りましてクラブ員と教職員に対する交通安全教育をしているところであります。

いずれにせよ、教育関係機関等の連携を更に深化させまして、自転車に乗車する全ての人が当たり前にヘルメットを着用するようになるよう、地道に活動を推進してまいり所存であります。

中山委員

いろんな事故を見るにつけ、やはり身を守るガードというのは必要だと思います。特にヘルメットは当然のことながら、先ほど申しましたようにリュックを背負ったりと、頭と背中を守るということは今後の生活に非常に影響してくるので、もう少しデザイン的にかぶりやすいヘルメットを教育委員会等と連携してほしい。保護者とも話し合って、格好良かったらかぶると思うので、まずは形からだと思うんです。

この前、女房と阿南のほうに自転車の練習に出てたら小さいお子さんが僕のところに寄ってきて、仮面ライダーみたいだと言ってくれたんです。やはり、子供も格好良いと思う物だったら率先してかぶると思うんです。仮面ライダーを模したヘルメットでもいいですし、そういうふうな工夫があってもいいのかなと思うので、どうしたらかぶるのかということをもっといろんな方と話し合いをして安全に心掛けていただきたい。死亡事故もそうですけど半身不随とかいうふうな可能性もあるので、是非徹底していただきたいと思います。

もう1点、事前委員会のときに誤認逮捕の件でいろいろと本部長に厳しく申し上げましたが、同じ三好警察署管内でひき逃げがありましたよね。そのひき逃げ事故というのは、最初ひいた人が助けようとしたんだけど後から後続車が二、三度とひいて死亡させたというふうなことで、その後続車の特定が非常に難しいと思っていたんですが、非常にスピーディーに逮捕まで至ったというふうな新聞報道がありました。

その件について、どういうふうな事故であったのかをお伺いしたいと思います。

山上交通企画課長

今回のひき逃げ交通事故につきましては、9月10日に発生した事故でございます。片側2車線の4車線道路を北から南へ横断中の歩行者に対して、東から西へ向けて走行する車が衝突したというふうな事故であります。その後、転倒した被害者を後続の車がひいて逃げたというふうな事故になります。

事故直後、この第1当事者であります男子大学生、また事故現場で交通整理に当たっていただいた一般のドライバーの方、この人たちから目撃情報を聴取しまして逃走車両が白っぽい軽四輪車というのが初期段階で判明しました。しかし、車種を特定するまでには至らず、直ちに三好警察署、警察本部、また近隣警察署の応援捜査員を含めて30人からなる特別捜査班を結成しまして、現場周辺の防犯カメラや事故現場通過車両等のドライブレコーダー等の映像の入手、更には分析等を行い、その上に目撃者の確保に努めてまいりました。そして容疑車両を絞り込みまして、三好警察署管内で保有された容疑車両と同車種と思われる約1,500台を抽出しまして、該当する車両1台1台の車底部を確認し、所有者からは運行状況を聴取するなどして捜査を進めてきたというふうなところでございます。

その結果、車底部に痕跡が認められる容疑車両を発見しまして、事故当日に車を運転していたと思われる者を任意同行しまして取り調べ、容疑が固まったということで9月19日

にその男性を自動車運転死傷処罰法違反及び道路交通法違反で逮捕して、9月21日に徳島地方検察庁に送致したというものでございます。

今後、当日の行動、逃走した理由等について捜査を進めていくほか、第1衝突であります男子大学生につきましても自動車運転死傷処罰法違反の疑いで立件することとしておるところでございます。

中山委員

事前委員会の誤認逮捕事案のときにも言いましたけど、警察の人たちの捜査方法というのはずっと足で歩いて情報収集をしてということで、本当に頭が下がると常々思っております。今回も各署の警察官の数が少なく、なおかつ誤認逮捕の対応で忙しい中にもかかわらず、スピーディーに犯人を検挙していただいた。これは当然のことですけど、やはり短期間で逮捕したということは、前回の誤認逮捕で失墜した信頼を回復するんだという署員の皆様の必死さを感じました。

やはり、当然のことをして当然だというのではなくて、失敗したなら失敗したで厳しく指導するでしょうけど、うまくいったら山本五十六ではないけど褒めてやらなかったら士気は上がってこないと思うんです。だから、今回の件は三好警察署署員の人たちに対して是非、本部長のほうからお褒めの言葉を与えていただいて、より一層士気を上げて今後の治安の安全・安心につなげていただきたいと思います。それをお願いして終わります。

山田委員

私のほうからも事前委員会の答弁を踏まえて、幾つか聞きたいと思います。

まず事前委員会でできなかった、鳴門警察署の巡査が下着を盗み、同僚女性の部屋へ侵入という事件です。

昨年来、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、傷害事件、飲酒運転、盗撮、挙げ句の果てには今回の住居侵入ということで、やはり県民の皆さんから犯罪を取り締まる立場の者が次から次へと不法行為に手を染めているじゃないかという批判の声が出ております。

先ほど中山委員のほうからも言われました、警察の役割というのは非常に重要だというのはあるんですけども、しかしこういうことが相次いでいると。中でも今回の鳴門警察署の問題というのは、県民にも大きな衝撃を与えているんです。

まず簡単に結構ですから、その状況と、同じような手口があったのかなかったのかということについても伺います。

薄墨刑事部長

この事件につきましては、本年7月19日未明、当時鳴門警察署に勤務していた男性警察官が鳴門市内に所在する警察官舎の女性警察官の部屋に侵入し、女性用下着4点を窃取したものでございます。被害者が帰宅して被害に気付きました、上司に届け出たということで事案を認知し、初動捜査を展開いたしました。現場に隣接する警察官舎に住む男性警察官のほうに捜査を行いましたところ、その態度に不審点が見られ、追及しました結果、犯行を認めましたので7月20日に通常逮捕したという状況でございます。

山田委員

今、報告があったんですけど、新聞報道ではドライバーで窓ガラスを割って侵入したと、とても警察官のするようなことではないと思うんです。これは、この警察官自身の問題だというふうな属人的な問題だけで済ましてよいのだろうか。これだけいろんな不祥事が起こっているんですけど、特にその点で見たら個人の資質の問題ではなく、また全ての属人的な問題に期するのではなく、やはり組織の問題というところをしっかりと究明しないといけないと思うんですけど、組織的な問題ということでは検討されたことはあるんですか。

樫山首席監察官

今回の事案を受けまして、直ちに私行上の非違事案防止の徹底に関する通知文書を県下に発出するとともに、逮捕翌日には緊急署長会議を開催し、本部長以下、再発防止の徹底を指示しております。

また、首席監察官などによりまして県下警察署に対する巡回教養を実施し、若手職員に対する身上把握の徹底などを指示したほか、警務部においても採用時教養期間を含めた採用後間もない若手職員に対する非違事案防止対策検討会を開催するなどして、再発防止を図っております。

私行上の非違事案につきましては、職員及び家族に及ぼす影響や職務倫理などの教養を徹底し職責の自覚及び組織に対する帰属意識を醸成するとともに、身上把握についても同僚などからの兆候の把握などを多角的に実施し、引き続き再発防止に努める所存でございます。

山田委員

今、報告があったんですけど、とりわけこういうふうなことが犯罪を取り締まる警察官に採用されているという点ですね。それだけではなくて、職員の採用問題、警察学校での教育、警察署での配置後の教育というところに、この警察署員を含めて問題があったのかなかったのか。今、少し報告されましたけど、具体的にどのように改善されようとしているのか。署長会議を7月に開かれたと、三好警察署の問題でも署長会議が開かれて短期間の間に2回も署長会議をやられているわけです。その辺については、どういうふうに取り組まれているんですか。

岡崎警務課長

まず警察官の採用でございますけれども、県民の安全と安心を確保し良好な治安を維持するためには、優秀な人材を警察官として採用することが最も重要であります。

そこで、競争試験による採用につきましては、人事委員会による第1次、第2次試験を合格し採用候補者名簿に登載された者について、更に県警察において個別面接や論文試験の結果、更にはシャトルランの持久力測定の結果を参考に、真に警察官にふさわしい者を採用しているところであります。

採用後におきましては、警察学校における知識、体力の錬成のみならず、教養課、警務

課，地域課が連携して県警察全体で警察官の育成に取り組んでいるところでございます。

山田委員

端的に聞くけど，この警察官はどこに問題があったのか。採用時点で問題があったのか，その後の教養のところに問題があったのか。一般論でそうしますというのは，今まで言ってきたことです。しかし，これだけ重大な事案が起こってるということになったら，いったいどこに問題があったのかということについては，どういうふうに把握されていますか。

岡崎警務課長

繰り返しにはなりますが，若手警察官の育成は県警察にとりまして大きな課題だと思っております。今後も組織を挙げて，若手に対する効果的な指導教養に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

全然答えになっていない。聞いたのは，この警察官についてはいろいろ検証されたり署長会議もやられたけど，どこに問題があったと考えているのか。採用に問題があったのか，それともその後の教養等々の分が足らなかったのかという点について明確に，一般論は要りませんから。

岡崎警務課長

今回の事案について前兆的な言動はなかったかということですが，平素の勤務態度は真面目で無断欠勤や職務怠慢などなく，職務に対する問題兆候は認められませんでした。また，生活態度や趣味嗜好など本人に対する悪い風評もなく，生活上の問題も把握しておりません。

今後，身上把握の実施体制をつくって個々面接を実施するなどして，部下職員の問題兆候等を把握し，適正な指導監督を行ってまいりたいと考えております。

山田委員

どうも納得がいかないという感じがします。私は，採用問題というのは非常に大きな問題だと思います。やはり，今の時点での採用問題を中心とした組織的な検討をしていかないと，県民を裏切るようなことにつながってくると懸念を持っています。引き続きこの問題もやりますが，この問題で幹部が何らかの格好の処分，責任を取るべきだったと思うんですけど責任は取られているんですか。

樫山首席監察官

懲戒処分を受けるなどした警察職員を管理監督する立場にある警察職員が，当該部下職員の規律違反行為発生などを認識していたにもかかわらず，当該規律違反を隠蔽するなどした場合，事案の内容によっては職務遂行上の行為として，その責任を問うこともあり得ます。

しかしながら本件は、職務を離れた職員の私生活上の非違事案であり、それが先ほど御報告がありましたとおり事前に予見したわけでもなく、更に直属の上司はもとより幹部職員においても常日頃から非違事案防止に関する指導教養を実施していたことも確認できましたので、上司の監督責任は不問といたしております。

山田委員

上司の責任は不問とした、これで県民の皆さん納得しますでしょうかという懸念を私は持っております。これについても引き続き状況を見ていくんですけど、今ので良しとは決して言えません。

次に、三好警察署の誤認逮捕の問題についても改めて聞いておきたいと思います。事前委員会でも刑事部長から今回の事案について報告を受けました。改めて事案の概要、その後の状況についてお伺いしたいのですが、特に今回の事件では、全く事件に関係していない専門学生を逮捕して長期間勾留ということでした。逮捕するには当然、相応の理由があったと思われますけれど、今回の事件で専門学生を犯人と認めた理由と捜査の問題点なども含めて御報告いただけますか。

薄墨刑事部長

まず、誤認逮捕事案の概要でございます。平成28年9月下旬、被害者が三好警察署のほうに、ツイッターでコンサートチケットの売買取引が成立し相手方に現金を振り込んだがチケットが送られてこないとの詐欺の被害相談があり、本件を認知しております。

その後、コンサートチケット販売名目で現金をだまし取ろうと計画し、平成28年8月、SNS上にその情報を掲載して購入希望者を募り、これを見た被害者をだまして現金4万円を振り込み入金させだまし取ったという事実で、本年5月15日、愛知県内の専門学生の21歳女性を通常逮捕したものでございます。

専門学生は、逮捕当日から本年6月2日に釈放されるまでの間、逮捕事実については否認しておりまして、チケットを売ったという旨の供述をしていたものでございます。

釈放後の本年6月7日、専門学生から新たに証拠資料の提出がありまして各種裏付け捜査の結果、専門学生を名乗るなどして被害者をだましていた者として、京都市内の女子中学生が判明し専門学生の誤認逮捕が明らかになったものでございます。

続きまして、その専門学生を犯人と認めた理由と捜査の問題点についてでございます。犯人と認めた理由につきましては、専門学生を名乗る者と詐欺被害者がツイッター上でやりとりしていたこと、被害現金の送金先口座が専門学生名義であったこと、詐欺被害者が送金した後、専門学生本人が当該口座から現金を出金していたことなどから、専門学生に対して相当の嫌疑があると判断したものでございます。

本件の問題点でございますが、客観的証拠収集に対する意識の欠如と犯人性の吟味不足やサイバー犯罪対策部門との連携不足があったと考えているところでございます。

具体的には、真犯人と被害者によるネットワーク上の通信記録に対して迅速な捜査を行っておらず、客観的証拠収集に対する意識が欠如していたこと、真犯人が専門学生の氏名を名乗っていたこと、被害金の振込先口座が専門学生名義であったこと、専門学生が当該口座を使用していたことといった間接証拠を過大評価しまして、インターネット利用犯

罪の特徴であります匿名性といったものを考慮した捜査への意識が不足しており犯人性の吟味が不十分であったなど、捜査の基本が徹底されていなかったものでございます。

また本件につきましては、インターネット利用犯罪でございますが、サイバー犯罪対策部門との連携が不十分であったことも要因の一つと考えているところでございます。

山田委員

今、報告を受けたのですが一番気になるのは、今回の事件で専門学生が長期間19日間勾留されていたと。先ほど、どういうふうに言っていたかの供述の一部については薄墨部長から報告があったのですが、19日間どのように彼女は供述していたのですか。具体的に教えてください。

薄墨刑事部長

専門学生の供述でございます。逮捕時、身に覚えがないと供述して事実を否認していたものでございます。逮捕後におきましても事実を否認して、チケットを売った、売ったチケットは送付したという旨の供述をしておりましたが、チケットの送り先についての専門学生の記憶が曖昧であり供述の真偽が判然としなかったものでございます。

山田委員

そういうふうに長期間勾留されているわけですが、まず証拠のない犯罪について19日間も勾留している。それも長い時間ということでしょう。そうなれば、当然考えられるのは自白の強要ということが問題になってくるわけです。その自白の強要というのがあったのかなかったのかということについては、どうですか。

薄墨刑事部長

自白を強要するような取調べをした事実はございません。

山田委員

それは、ないと言いますよね。そこで問題になってくるのが、全国的にも鹿児島県の選挙違反事件があったり、富山県警事案、また大阪府警でもそういう誤認逮捕等々の問題、えん罪まがいの問題が起こってきたわけです。そういう中で、自白が強要されてきたかどうかも含めての監督です。取調べ監督制度というのが全国的にも導入されております。

まず、取調べ監督制度はどのような制度かという点と、年間に警察本部と警察署との間でどのくらい運用されているのかについても伺います。

尾田警務部理事官

取調べ監督制度についての御質問でございますが、平成19年当時、全国的に取調べの在り方を問われるような事案が発生したことを受けまして、平成21年4月1日から国家公安委員会規則におきまして取調べ監督制度というものが運用されております。

この制度は、被疑者取調べの適正化を図るため捜査に直接携わっていない、警察本部におきましては総務課の警察官、また警察署では警務課の警察官を担当官に指名いたしましたし

て、取調室の外部から取調べ状況を確認し、そこで万が一、不適正な取調べにつながるおそれのある行為、例えば身体接触ですとか有形力の行使、便宜供与といった行為が認められた場合には、取調べの中止、その他必要な措置を講じて不適正な取調べを未然に防止しようというものでございます。

次に年間の確認の件数でございますが、統計的には、去年は全警察署におきまして1万1,698件の取調べを実施しておりますが、このうち取調べ監督制度に基づく確認をした件数が1万7,673回でございます。

今年につきましては、上半期の統計といたしまして5,807件の取調べに対しまして、確認は8,633回しております。つまり、取調べ1件につきまして1回以上、複数回の確認を実施しているところでございます。

山田委員

今、一般論と運用状況を聞いたのですが、そうしたら今回の三好警察署の誤認逮捕の19日間の長期勾留という中で、当然この監督制度がとられたというふうに思うんですけど機能が働いていたのか、またどういう結果だったのかという点についてはいかがですか。

尾田警務部理事官

今回の事案につきましては、取調べ監督の制度といたしましては1日1回以上、取調べ状況をランダムに確認しております。具体的には、18日間で計39回の確認を実施しております。

その結果、不適正と疑われるような取調べは認められなかったものでございます。よって、取調べの適正化を図るための取調べ監督制度といたしましては、機能していたものと認識しております。

山田委員

実は、どのようなことが不適正に当たるかというのは、非常にファジーではないかという意見も各新聞社等で出ております。ある意味、身内ということもあり、第3者ではないということもありますがそれはそれとして、19日間、20日間近く長きにわたって勾留されていたと。身体等々にはもちろん触ったりという捜査はなかったということでしょうけれど、しかし余りにもそれだったらおかしいと思うんです。長いこと勾留されている、今も否認の状況は聞きました。そういうことから見たら、もっと早く釈放すべきではなかったかと。

これは事前委員会でも聞いたんですけど、改めて今の時点で振り返って、もっと早く釈放をすべきだったというふうな認識はお持ちなんですか。

薄墨刑事部長

先ほども答弁させていただきましたとおり、チケットの送り先等についての専門学生の記憶が曖昧でございまして供述の真偽が判然としませんでしたので、専門学生に対する嫌疑が払拭できずに結果として逮捕勾留期間が長くなったものであり、申し訳なく思っているところでございます。

山田委員

だから今回の事件については、あらかじめ捜査して専門学生が犯人であるということが相当だったというふうなことで、逮捕後の自白があれば事実を明確にできるだろうという捜査のおごりがあったのではないかと思うのですけど、その点は逮捕前に十分な捜査を怠っていたというふうに指摘されても仕方ないと思うのですけど、その点はいかがですか。

薄墨刑事部長

本件におきましては、客観証拠の収集に対する意識の欠如と犯人性の吟味不足など、捜査の基本といったものが徹底されていなかったと考えているところでございます。

山田委員

逮捕前に自白はなくても立件できるというふうな捜査の思い込みというか、十分な捜査を怠っていたという事実はあるのかないのか。イエスかノーかでお答えください。

薄墨刑事部長

十分な捜査が行われておりませんでした。

山田委員

この点でもやはり、そういう十分な捜査が行われていなかったというふうに思います。

次に、警察組織の問題として事前委員会で、県警察のガバナンスということが問題点の背景にあり、特にその中で警察本部と警察署の連携の問題についていろいろ聞いてみました。確か薄墨部長の答弁は、担当者間は連携していたが組織的な連携はなかったということでした。もう一度、この点の真偽について御報告いただけますか。

薄墨刑事部長

警察本部と警察署の連携についてでございます。連携につきましては、事件の内容、事案の重大性、被疑者あるいは被害者の数、広域捜査等の必要性、そのほか事案解明に向けた捜査の困難性等に応じまして個別具体的に検討して適切に対応しているところでございます。

今回の事案におきましては、被害額が僅少であったことに加えまして種々の間接証拠を過大評価したということで警察本部への詳細な報告がなされず、結果として連携が不十分となったものでございます。

このことを踏まえまして、警察本部と警察署が更に連携してまいる所存でございます。

山田委員

連携がとれていなかった。特に、ネット上の犯罪を所管する部局となぜ連携をしなかったのかというところが問題になるわけです。連携しなかった理由として、部門間の連携がとれていないということを示す照査ではないかというふうにも思うのですけど、この辺の

認識はどうか。

薄墨刑事部長

今回の事案におきましては、警察本部のサイバー犯罪対策室との連携ができておりませんでした。本事案を受けまして全警察署に対しまして、インターネット利用犯罪につきましてはサイバー犯罪対策室との連携強化を指示したところでございます。

山田委員

今の答弁も聞いて事前委員会の中でも指摘しましたけど、特に違和感があったのは三好警察署長が謝罪会見して、副署長が専門学生のところへ謝罪に行ったということです。

今回の事案は、全て警察署に責任があったということで警察本部は知らなかったというふうな格好で、責任を警察署に押し付けるような結果になっているのではないかと言う声も何人かから聞いたんです。警察本部が次の日にこの委員会で謝るんだったら、連携をとって県警察としてきちんと謝罪する。三好警察署長が、謝罪するのは当然です。だけど一緒に謝罪に行く等、これだけの重大な誤認逮捕が起こっているわけだから県警察としてどうだったのかということが問われている。署長マターだけということに非常に違和感がある。結局、警察本部が責任逃れをしてるんじゃないかという意見も聞いています。その点はどういうふうに受け止めてますか。

薄墨刑事部長

警察本部としても責任があると考えております。警察本部としては、今回の事案を重く受け止めまして、全警察官に対する指導教養を徹底し、再発防止に取り組んでいく所存でございます。

山田委員

再発防止に取り組むのは当然として、警察本部としての署との関わりです。これは大きな問題提起だと思うんです。結果的には署長が三好警察署で記者会見して謝罪、謝りに行ったのも副署長だけだったということなんですけど、警察本部としてもう一度聞きますけど、その責任です。三好警察署のほうの責任だけで警察本部の責任はその当時はなかったと、結局、警察本部の責任逃れというふうに受け止められても仕方ないと思うんですけど、改めてその点はどうですか。

薄墨刑事部長

繰り返しになりますが全体における問題と捉えておりまして、警察本部としては指導教養を徹底いたしまして、再発防止に努めていくことで責任を果たしていきたいと考えております。

山田委員

繰り返しの答弁になっています。

そこで更に一步進めて、人権問題についても聞いておきたいと思います。誤認逮捕され

た方の人権です。逮捕された被疑者は、指紋や写真等の個人情報を取得すると聞いておりますけど、誤認逮捕された方の個人情報は廃棄をしたのか。当然していると思うんですけど、いつどのような格好で廃棄をされたのかということについて御報告ください。

薄墨刑事部長

誤認逮捕された方の指紋や写真等の個人情報の関係でございますが、指紋や写真等につきましては全て9月21日までに廃棄しているところでございます。

山田委員

9月21日までに廃棄していると、これは当然です。そこで警察としてこうした人権を回復するために、誤認逮捕という重大な人権侵害をしたわけですけど、どのような取組をなされてきたのかということについても聞いておきたいと思えます。

薄墨刑事部長

誤って逮捕してしまった方とその御家族に対しまして謝罪を行い、真摯に対応しているところでございまして、今後とも引き続き適切に対応していきたいと考えております。

山田委員

是非とも重大な人権侵害事件ですから、きちんと警察本部として謝罪も含めて人権回復のために取組を強化してほしいということを要望しておきます。

次に関係者の処分ですけど、事前委員会で首席監察官のほうから、必要な調査を行い厳正に処分するというふうな答弁でした。どういうふうな処分をどういう人たちに下したのか。また、まだ調査中なのかということも含めて御報告ください。

薄墨刑事部長

処分でございますが今回、捜査指揮に携わった関係者に対しまして、本部長及び刑事部長から業務指導を行いまして口頭で厳重に注意したところでございます。

山田委員

厳重注意したという処分、いわゆる懲戒処分ではないということです。だけど、三好警察署の関係者と警察本部にも当然責任はあるというふうに思うのですが、いったいその注意処分はどの部署に対して、個人の名前は要りませんがもう少し具体的に御報告いただけますか。

薄墨刑事部長

業務指導でございますので、詳細な答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

山田委員

詳細な処分の状況についてはつまびらかにできないということでしたけど、先ほど県警察のガバナンスの話をしましたけど、少なくとも三好警察署だけではなく、警察本部の一

定の関係者でもそういう処分をしたというふうに受け止めているんですけど、そういう受け止めでいいんですね。

薄墨刑事部長

再発防止を図るため、警察本部各課に対しても適切に指導は行っております。

山田委員

適切にやっていると、懲戒処分ではないので詳細には言えないというふうなことですけど、やはりこれだけの誤認逮捕という大きな事件ですので、名前まで言えとは言いませんが基本的な方向については、きちんと報告をすることが県民の信頼回復にとっては必要だというふうに思います。

最後に本部長に、この鳴門警察署の問題、今回の三好警察署の誤認問題ということについて今、議論をしてきました。県民の皆さんからは、かなりきつく厳しい意見が県警察にも当然寄せられて、我々のほうにも寄せられているという状況がありますけれども、7月の全県の署長会議、また今回の署長会議と短期間のうちに2回の署長会議というふうなことで、そのことを含めてこの事態をどう認識してどのように信頼回復を図っていくかということについても聞いておきたいと思います。

鈴木警察本部長

今回の事案、いずれも大変重く受け止めているところでございます。全職員に対する指導教養を徹底するなど、再発防止をはじめ信頼回復を図っていく所存でございます。

庄野委員

今も誤認逮捕、そしてSNSを使ったなりすまし詐欺事件についての話もございました。事前委員会においても聞きましたけれども、やはり県警察のサイバー犯罪対策室と各所との連携が非常に重要なことだと思います。

サイバー犯罪というのは本当に多岐にわたっていて、私もパソコン等でメールをするのですが、これをクリックしたら危ないことになるというふうな巧妙なメールがたくさんきています。警察庁がまとめた平成29年上半期におけるサイバー犯罪に関する相談件数は、全国で7万件くらいで過去最多となったと聞いています。県内では、どのようなサイバー犯罪が発生しているのか、また特徴や傾向についてもお伺いしたいと思います。

船本生活安全企画課長

本県におけるサイバー犯罪の相談件数は、本年8月末現在536件、去年同期比プラス27件。主たる内訳は、インターネットサイトで商品代金をだまし取るなどの詐欺や悪質商法関連が202件、去年同期比プラス41件。迷惑メール94件、去年同期比マイナス27件。不正アクセス、コンピュータウイルス関連が56件、去年同期比プラス27件となっているところでございます。

サイバー犯罪の相談件数は、平成26年656件、平成27年865件、平成28年810件、そして本年8月末現在536件と高水準で推移しているところでございます。

庄野委員

8月末の件数を見ても今年には特に多いようでございまして、全国的にも増えているのですが、これをどこかできちんと把握をして対策をとっていかなければ、被害はどんどん増えていくと思います。ネット環境さえあれば、あらゆるところで発生するわけです。そのため、警察だけでは全ての事件情報というのを把握するのは限界があると思います。警察のサイバー犯罪というのも対策室でいろいろやられているのですけれども、民間でもいろいろなパトロールをやられているところがあると聞いております。

県警察では、どのような形で事件の情報を得ているのか。県内だけではなくて全国的に、事件の情報をどのように入手しているのかお伺いしたいと思います。

船本生活安全企画課長

県警察では、サイバー犯罪対策室、警察本部事件主管課及び各警察署におけるサイバーパトロール、それからフィッシング110番と申しますサイバー犯罪専用相談電話、加えて警察総合相談などから事件情報を入手しているところでございます。また、県内4大学生等によるサイバーボランティアの徳島県警察ネットウォッチャーによるインターネット上の違法有害情報の通報活動を通じるなどして、事件情報の入手を行っているところでございます。

庄野委員

県内でも、相談の電話とかサイバーパトロール、フィッシング110番、ネットウォッチャー、サイバーボランティアなどから入手しているということですが、先ほども申し上げましたけどネット社会で世界にもつながっていますし、ありとあらゆる手口で巧妙になってきていますので、いろんな民間の最先端の情報分析技術を有しているノウハウなんかは是非取り入れて、どんどん積極的にそこの分野に力を入れていくということも必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

船本生活安全企画課長

県警察では、悪質巧妙化するサイバー犯罪への対処能力を強化するため、高度な知見を有する民間事業者との連携を進めているところでございます。

平成13年度から、IT企業での勤務歴があり民間の高度な情報通信技術を有する者をサイバー犯罪捜査官として5名採用しているところでありまして、採用後もサイバーセキュリティに関する高度な国際資格の取得及び民間の教育事業者による研修の受講などにより、最新の高度な情報通信技術を習得させサイバー犯罪捜査技能の向上に努めているところでございます。

また、学校教養や会議等の場において、IT企業や大学から部外講師を招いての講義を実施するなど、警察官全体のサイバー犯罪捜査に対する知識の底上げも図っているところであります。

今後もこうした取組により、民間の高度な知見を捜査に活用できるよう努めてまいります。

庄野委員

是非、日本国内にとどまらず世界的にインターネットがつながっておりますので、犯罪とか被害に県民の方々が巻き込まれないように、サイバー犯罪対策室が高度なプロフェッショナルな手段として抑止力になるということはもちろんですけれども、やはり相談の窓口として、交番に行って相談する人もいますので各警察署等の対応する方々が丁寧に対処を言えるようにしてほしい。

先ほどもそうですが、三好警察署の警察官がきちんとサイバー犯罪対策室に連絡をして相談をしていたら、このようなこともなかったかも分からない。だから、警察官全員が巧妙な手口には屈しないんだと、県民から相談があったら丁寧に親切に犯罪から守るために対応するというふうなことを求めていると思います。

次に、ドライブレコーダーについてですけれども、県内の警察関係の車両はどのくらいあるのかと聞いたら、パトカーとか捜査用車両、いわゆる覆面パトカーとか交番の勤務員のバイク等、大体800台くらいあると聞きました。

今、交通社会で、民間の一般車両でもドライブレコーダーを付けている車両は増えてきているのですが、警察車両のドライブレコーダーの状況を教えてもらいたい。通常走っていて、どんな犯罪に出くわすかも分からないし、また捜査車両が人の車に当たった場合にどんな状況で当たったのかとか、どんな状況で当てられたとか、そんなことの解析にもつながってくると思います。全車両には付いてないと思いますが、現在どのくらいの車両に付いていて、今後、どんな方向にあるのかということについて伺いたいと思います。

佐野会計課長

警察車両へのドライブレコーダーの搭載状況でございますが、県警察においては平成23年度から順次整備を進め公用車502台のうち、パトカーや白バイ、捜査用車155台の車両に搭載をしているところでございます。

今後の搭載の状況ですけれども、ドライブレコーダーは事故や事件捜査において役立つ装備であると認識しております。また乗務員の安全意識の向上にも役立つことから、県警察においてはパトカーや白バイ、捜査用車の現場で活動する車両からドライブレコーダーの搭載を引き続き進めてまいりたいと考えているところであります。

庄野委員

そんなに高い物でないんですね。私も付けてますけど、小型のカメラが付いてエンジンをかけた瞬間からずっとミニSDカードに撮っていて、ショックがあったときは二重で撮っている。カードを取り出してきてパソコンで見ると、夜でもきれいに映っていて音声も拾っています。

だから、何らかの警察の車両が巻き込まれるような事故とか、道を走っていて犯罪があったような場合、また先ほどのひき逃げのような事故でも、そこにパトカー等が走っていたら映っているかもしれないので、そういうふうな部分も含めて今後、計画的に是非整備を進めていただきたいと申し上げて、終わります。

川端委員

先ほど山田委員の質問にあったように鳴門警察署の窃盗事件は、警察官としてあってはならない、警察官の信頼を失墜させる大きな出来事だと思います。聞いておりまして、やはり警察官の資質とは何かということは非常に重要であり、今は亡き竹内県議は、この件については非常に厳しい質問をされていまして、結論としては、警察官は悪いやつは許さないというふうな正義感がなくては務まらないというふうなやり取りを思い出したところです。警察官の採用については、これからも次々とされるわけでありますけれども是非、警察官の資質については十分に精査していただいて、任務に当たっている以上は窃盗等を起こさないような取組をこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、交番と駐在所の在り方についてをお伺ひしたいと思います。駐在所というのは奥さんと共に勤務をするというスタイル、帯同といって、県の駐在所に配置された警察官は本当であれば100%帯同するのが良いのでしょうか、なかなかそうはいかない事情もあるようです。そこで、何年か前にもお尋ねしましたが、その頃は帯同率が約50%くらいのイメージがございましたけれど、現在の帯同率はどのくらいになっているのですか。

逢坂生活安全部長

平成29年現在の帯同率でございます。駐在所数が現在105施設ございまして、駐在所員109人が勤務しております。そのうちの帯同者が49人、率にいたしまして45%でございます。

川端委員

45%と過去からそんなに低くは下がってないと安心しましたがけれども、これが下がるといのはどうかと思います。警察官に採用されるときに、警察官とはいろんな部署に配置されることになるけれども、駐在所に配属されたときには帯同というのが原則だと。そういうふうなことでよければ是非警察へ来てほしいというようなこともやっていかないと、してもしなくてもいい、奥さんは別に住んで私だけ行ってくるというふうなことでは、どうかと。

なぜそう考えるかといいますと、日本の警察は国民に非常に信頼されている。恐らく世界で最も日本の警察が信頼されているのではないかと考えています。それは様々な要素がありますけど、駐在所の地域に根差した警察活動、そして駐在所の警察官が不在のときには奥さんが少し相談に乗ってもらえるということで、地域密着型の警察活動というのが恐らく世界で確たる日本の警察組織の良いところではないかと考えております。

是非、この帯同率を下げないように取り組んでいただきたいわけであります。どうすれば帯同率が維持できるのかと思いますけれども、帯同しない理由もいろいろあるでしょう。そんな現状について、少し教えていただきたいと思います。

逢坂生活安全部長

委員から御指摘いただいたとおりの現状でございますが、帯同率が低い要因といたしまして、現在我々のほうで分析した内容でございます。

1点目は、独身者を含めました若手警察官の増加。それと、ライフスタイルの多様化と申しますか、育児、教育、その他介護等、帯同できないという理由もございます。それが帯同率がなかなか上がらない原因の一つではないかと考えております。

ただ、委員おっしゃるように、駐在所の勤務員が家族と共に駐在所施設に居住することによって地域社会に溶け込み、地域から歓迎され高い評価を得ているものと考えております。配偶者同伴勤務員の配置を促進し、駐在所機能の強化を今後も図っていくよう努めてまいりたいと考えております。

川端委員

原因は恐らく様々あると思います。例えば、私の地元の鳴門市土佐泊浦は過疎のような地域ですが、そこに配置されるとなれば、奥さんは子供を学校に送っていかなければならないから行けないと家庭の事情があったりするんだと思います。ですから、そういうへんぴなところに配属される場合には、奥さんには大変苦勞をお掛けしますけれども、しかしこれは警察官を志した採用のときに、警察官の仕事とはというときにきちんと確認をしていただきたい。帯同しなくてよかったら、それにこしたことはないと思う方が多いでしょう。しかし、日本の警察組織のすばらしいところは地域に密着した警察活動ということで是非、これは最も大事にしていきたいと思います。

帯同率を上げるもう一つの要素としては、奥さんを伴って勤務に当たった駐在所のハード面の課題もあると思います。老朽化した、耐震化されていないといった家族を帯同するのに十分な施設整備ができていないのかということもあるかと思います。その状況はどうでしょうか。

高橋拠点整備課長

かねてから川端委員からは、駐在所の帯同率と施設整備の関係について御質問を頂いております。また当委員会においても、県下100余りの駐在所設備が古いのではないかと、多くは高度成長時代に建てられたものですから整備が順次進んでいない、その整備を何とか一括して進めるべきではないかと御提案を頂き、また御指摘を頂いたところであります。

本年、警察署も含めまして統廃合の関係であるとか、施設整備の関係の計画もございますけれども、駐在所整備については、引き続き今後も工夫を凝らした形で整備を進めていこうと検討をしているところであります。

川端委員

どんな課題があるのですか。

高橋拠点整備課長

そういう課題に対しまして現在、県警察では一括整備のためのPFI手法という形で事業スケジュールは来年度以降ですけれども、一括整備を検討しています。今年度はこれに向け、民間事業者も含めましてアドバイザリーという形で事業をしておりますけれども、そこで駐在所施設の整備に関しては、警察本部の担当課であるとか、また警察署の意見を踏まえて整備を進めてきたわけでありまして。

今回、このPFI事業を含めまして、全駐在所の職員及びその家族にアンケート調査を実施しました。アンケートの結果、古い庁舎につきましては、特に生活部分の水回りであるとか、居住空間のスペース等、課題が明らかになりました。PFI事業につきましては、こういうところの意見も踏まえながら進めていき、職員のニーズであるとかということにも努めてまいりたい。ひいてはそれが職員の家族の帯同率に反映してくるものと考えております。

川端委員

是非、帯同を後押しするような施設整備に努めていただきたいと思います。

最後に、祝祭日に県庁のビルの上では国旗がきちんと揚がっていますが、出先の交番・駐在所にもきちんと国旗が揚げられるというのは大事だと思うんです。この点についてはどんな状況で、どのように指導されていますか。

高橋拠点整備課長

県下の警察施設、交番・駐在所も含めてですけれども、国旗を配付してしかるべきときには掲揚すると、これを実施しているところでございます。

川端委員

100%やっているんだというような雰囲気でも、是非100%きちんと掲げるように努めていただきたいと思います。

山西委員

毎回ですが、警察署の統合についてお尋ねをしたいと思います。警察署の統合に関して各庁舎における業務内容について、今日はお尋ねします。

今回の定例会には、庁舎の改修等に関する補正予算が組まれておりまして、各庁舎の体制や取り扱う業務の中身について、おおむね決定をされているのだろうというふうに思います。統合後も、石井警察署や板野警察署は分庁舎として使用されるということでありまして、前回に統合がされた阿波吉野川警察署、美馬警察署の場合と違いまして、署員数が100名を超える県内でも比較的大きい規模の警察署になるというふうに伺っております。

そうなりますと、それ相当のスペースが必要になってくると思いますけど、補正予算に盛り込まれた施設の改修についてはどのような内容になっているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

高橋拠点整備課長

御質問にもありましたように、統合後は現在の徳島西及び徳島北警察署に本署機能を集約をいたします。分庁舎になる石井庁舎には、パトロール活動の拠点として広域自動車警察隊であるとか、鉄道警察隊を配備します。また板野警察署には、広域防災センターとして四国管区機動隊であるとか、機動捜査隊など本部の要員も新たに配置します。つまり引き続き、多くの警察官を配置することになります。

今定例会で上程する補正予算案には、各庁舎の署員の配置であるとか、その機能を勘案

して必要な施設の改修費用を計上しております。

以前の西部4署の統合は、小規模署同士の統合という形でありましたので一部大きな改修等がありましたけれども、今回は比較的大きな徳島北警察署、徳島西警察署との統合という話ですので、まずもってその庁舎にはそういう大規模な改修は考えておりません。署員の配置によりまして、間仕切りの撤去であるとか、また事務室の改修等々を進めてまいります。

山西委員

次に、窓口業務についてお伺いいたします。

運転免許をはじめ各種許可業務の取扱いがどうなるのかということで、私も地元の方とお話をする中で、大変関心が高いように思います。現在、県警察では各署の窓口を集約して、運転免許更新センターを整備するということで検討が進められていると思います。

そこでお伺いしますが、統合される警察署の窓口業務がどのように変わるのか、現在の検討状況についてお伺いをします。

岡崎警務課長

統合警察署の窓口業務についてですが、警察署では、猟銃や刀剣類の所持、風俗営業等の生活安全関係の窓口、それと運転免許の更新、道路使用、自動車の保管場所等の交通関係の窓口を設置しているところであります。

さきの西部4署の統合の際には、生活安全関係の窓口業務は本庁舎に集約しましたが、交通関係の窓口業務は引き続き、分庁舎である阿波、つるぎ両庁舎でも実施をしております。

この度の統合後も、石井、板野両庁舎の交通関係窓口関係は引き続き行うこととしております。ただし現在、委員からも話がありましたように、県下各警察署及び分庁舎で実施している免許更新の窓口を廃止、集約の上、即日交付が可能な免許更新センターの整備を計画中であります。したがって、センター設置に併せて両署の窓口は廃止する予定にしております。

なお、免許更新以外の交通関係及び生活安全関係の窓口につきましても、申請の件数であるとか、その内容等から今後検討していくこととしております。

山西委員

運転免許更新センターについては、今御答弁いただいたように集約をしていくという流れだというふうにお伺いしましたが、少し心配するのは、ますます高齢化が進んでいく中で拙速に決定をしてというのは非常に不安を感じるところであります。しかし、住民の皆様方の思いというのをもくんでいただきたい。いろいろ工夫をされて、バスで過疎地に出向くとかいう取組も今検討ということになっておりますけれども、3か所に集約されて、その3か所の運転免許更新センターのどこかに行けというのは、やはり高齢者のドライバーも大勢いらっしゃる中でかなり慎重に検討し、住民の皆様方の意見を十分に聞いていただきたい。そのことはお願いをしておきたいと思います。

続いて、警察の行政サービスの大幅な見直しが行われる中で、警察署が統合されて各署

の体制が変わり、五つの署で名称も今回変更されるということでもあります。県民にとっては、警察署への相談や各種手続の場面で戸惑うことも十分予想されることから、県警察においては、しっかりと住民の皆様方に周知をしていただきたいというふうに思いますが、こういった方法で周知を図っていかれるのか具体的な対策方法をお聞かせください。

岡崎警務課長

住民の方への周知方法でございますが、さきの西部4署を統合した際には、統合署の名称や分庁舎で取り扱う主な窓口業務等を記載したチラシを作成いたしまして、新聞折り込み等により広く周知を行ったほか、県警察ホームページや地元自治体が発行する広報誌、ケーブルテレビなど様々な広報媒体を利用して周知を図ったところでございます。

来春の統合におきましても、住民の皆様がスムーズに窓口を利用していただけるとような様々な広報媒体を活用し、地元住民の方に対して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

山西委員

様々なツールを通じて、住民の皆様方には周知を図っていただきたいと思いますし、公共施設あるいは人の集まりやすい商業施設、これは民間の御協力ということになろうかと思いますが、そういった所にもポスターを掲示したりチラシを置かせてもらったりと、いろんなことが考えられると思います。是非、住民、特に当該管内の住民の皆様方に、統合について周知を図っていただいて、万全の新しい体制で来春からスタートできるように、万全の準備をとっていただくことをお願いして私からの質問を終わらせていただきます。

樫本委員

2点ほどお伺いをしたいのですが、まず第1点目です。最近の県警察の警察職員の採用数、受験者数、倍率を教えてください。

井川委員長

小休いたします。（11時58分）

井川委員長

再開いたします。（11時59分）

岡崎警務課長

最近の警察官の採用状況でございますが、過去3年間、平成26年度は応募者数が693人で採用者数が58人、平成27年度が応募者数が650人で採用者数が76人、平成28年度が応募者数が563人で採用者数が51人となっております。

樫本委員

大変多くの受験者があって、そして採用する倍率が非常に高いわけなんです、なぜ聞かせていただいたかといいますと、若い人が求める職業として格好の良い職業は倍率が高

いんです。だから、これは心配ないと思います。

警察でいろいろと事業をやっておられる中で、また私は交通安全協会の役員をしていたので、その総会とか、春や秋の全国交通安全運動に向けての事業を決める会のときに、必ず署長さんに来ていただいて御挨拶を頂きます。その挨拶の最後のところで、警察官の採用試験について、優秀な方がいらっしゃったら是非受けていただきたいという広報をされているのを時々聞いておりました。したがって、これだけの受験者があって採用数がこの程度であれば適正なのかなと安心をしているわけなんです。

ところが先ほど来、中山委員、山田委員、庄野委員と皆さんから質問があったこの度の鳴門警察署、そして三好警察署の不祥事が起こりますと、警察って格好良いことないというふうに若い人は思うんです。警察官も格好良くないと受験者が減る、そして良い受験者がやって来ないんです。したがって、今日御出席されている幹部の皆さんの日頃の仕事ぶりが大事なんです。それが全て部下に影響しますから、しっかりと頑張っていたきたいと思うわけです。

そこで、最後にお伺いする大事な部分なのですが、それぞれの委員方が怒りました不祥事の件ですが、21歳の将来のある若い女性が身に覚えのない事件に巻き込まれて、このような被害を受けたと。これは事前委員会で聞かせていただきましたけれど、最前線にある県警察、裁判所、拘留を求めた検察、それぞれに責任があると思います。そして今、警察官の皆さんは、県民からの冷たい視線が注がれていると思うんです。警察って格好悪い、警察官になったらいけないと家族が言うかもしれない。こういうことにならないように是非、格好良い職業として、県民の生命の安全と財産を格好良く守っていくんだという姿勢がこれからは求められると思います。

そういう意味で、しっかりと今後、鈴木本部長はどのようにそういったところを改善し、そして新しい時代、この情報化社会においては、知能を使った知能犯いわゆるIoTなどを使った犯罪もこれからどんどん増えると思います。世の中どんどん変わっております。先ほどもそのような対策についての議論もございましたが、そういったことも踏まえて本部長の決意を。今、士気が下がっている、これが一番私たち県民の心配するところなんで、その下がっている士気をしっかりと戻して、格好良い徳島県警察を目指していただきたい。これについての決意を述べていただきたいと思います。

鈴木警察本部長

この度の事案につきましては、県民からの信頼を失うものであると思っております。今、委員から御指摘がありましたけれども、やはり県民からの信頼を回復するためには、職員一人一人が警察職員として良い仕事をして県民のために尽くしているという実感を得られる、そして誇りとプライドを持って仕事にまい進していくことが重要であると考えます。

その結果、高い士気を維持して、県民の安全安心を守ることができて県民の信頼を回復できるよう、私も県警察の最高責任者として努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第10号、議案第19号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時06分）